

日本リメディアル教育学会 学校教育部会 規約

第1条（目的）

1. 学校教育部会（以下「部会」という）は日本リメディアル教育学会（以下「学会」という）に於いて、初等・中等教育と高等教育の連携・協力関係について研究を行う部会とする。中学・高校の教育現場の知見を大学の教育現場へ還元するとともに、相互に影響を与えることを目指す。

第2条（構成員）

1. 部会は部会長1名を置く。部会長は、部会の登録者による選挙で決める。選挙の方法は、第3条に定める。

2. 部会長の他に執行委員2名と委員4名を置く。委員の任期は執行委員を3年間、委員を2年間とする。

3. 執行委員2名は部会長が指名する。部会長1名と執行委員2名の計3名を執行部とする。

4. 委員(4名)は、部会の参加者から、部会長選挙の結果、学会での活動、社会的活動、学識経験、その他を考慮し、執行部が決める。意見がまとまらないときは、部会長が決める。

5. 委員の任期は、原則として1期（必要であれば連続2期まで）とする。ただし、1期おけば、再び委員になることを妨げない。

6. 執行部(部会長と執行委員2名)は、原則として3年で交代する。

7. その他、必要に応じて、部会長・執行委員・委員で議論して、決める。決まらなければ、執行部(3名)が判断し、それでも決まらなければ、部会長が判断する。

第3条（選挙）

1. 部会の参加者を被選挙人とする。投票は、直接投票とし、適当と思う者の3名連記で行う。

2. 投票は、改選の年の学会の全国大会などを利用して行う。

3. 選挙は、選挙管理委員2名が実施する。

4. 原則として1位の者を部会長とする。ただし、辞退があった場合は、2位の者を部会長とする。2位の者が辞退した場合は、3位に者を部会長とし、これを引き受ける者が出るまで、これを続ける。誰も引き受けなかった場合は、選挙を無効とする。

第4条（活動）

1. 部会の活動は、全国大会、地方支部会等での研究発表、部会単独での研究会の開催な

どの企画、実施である。

2. 執行部は部会の活動を推進すべく、努めなければならない。
3. 部会の活動が3年間なかった場合は、部会を解散する。したがって、部会を解散させないことが、執行部の仕事である。
4. 部会の参加者は、本部会の活動を商業的な目的で利用してはならない。

第5条（募集）

1. 部会員の募集は、学会の活動を通じて継続的に行う。

第6条（設置場所）

1. 部会の設置場所（連絡先）は、部会長の勤務先または住所とする。
2. 部会の運営に関する一切の事務は、部会にて行う。

第7条（公開）

1. 研究会など部会活動は、学会員に公開するものとし、その開催予定を、会報などを通じて学会員に知らせる。

第8条（その他）

1. その他、学会の規程などに規定した事項は守らなければならない。

附則

1. 本規約は平成25年8月29日から施行する。